

マレーシア大学留学プログラム

■ 対象

日本または海外の高校を卒業予定の学生 ※既卒も対象に含まれます

■ ICCの提携大学

<国立大学> マラヤ大学

<私立大学> サンウェイ大学、モナッシュ大学、インティ大学、テイラーズ大学、ヘルプ大学、APU大学
KDU大学、ヘリオットワット大学、ノッティンガム大学

注) 上記以外の大学への入学手続は実施していません。

■ 申込時に必要な書類等

- 「マレーシア大学留学プログラム」申込書
- 英文と日本語による、高校3年間の成績証明書（または最新の成績証明書）と卒業証明書（または卒業見込証明書）※申込時高校生の方は、申込時点で提出できる最新の成績をご提出ください。
- IELTS または TOEFL のスコア ※未取得の場合は後日ご提出ください。

■ 費用

492,000円(国内取引150,000円に対しての消費税8%を含みます)

【参加費用に含まれるもの/含まれないもの】

含まれるもの

- ・希望大学への事前打診
- ・大学入学手続
- ・ビザ申請手続等の渡航手続
(学生ビザ申請必要書類の手配 / 学生ビザ申請手続の代行 / 航空券等の手配取次ぎ)
- ・出発前準備講座、オリエンテーション及び英語レッスン
- ・現地アドバイザーによる現地でのサポート
- ・キャリアサポート
(ビジネスセミナー / 就活セミナー / 企業・団体見学ツアー)

含まれないもの

- ・航空券代
- ・海外旅行傷害保険(留学生保険)
- ・学生査証(ビザ)申請費用
- ・入学金、授業料、課外活動費、教材費、滞在費、滞在先の手配費、等の学校関連費用

■ プログラム費用の振込先口座

三井住友銀行 目黒支店 普通預金 0231645 名義:国際交流委員会

■ プログラム期間

お申込み後サポートの提供を開始、現地到着後1年間

お申込から留学まで

STEP① 留学カウンセリング*無料

まずはICCオフィスで無料カウンセリング（留学相談）を受けましょう。現地大学の専攻や入学の基準、英語レベル、費用など留学についてご説明します。

STEP② 参加申込

参加申込には、以下の2つが必要です。

- (1) 「マレーシア大学留学プログラム」申込書に必要事項を記入、捺印の上、提出。
- (2) 「マレーシア大学留学プログラム参加申込証拠金」108,000円を指定口座に入金

*参加申込に際し、「マレーシア大学留学プログラム契約書」をご確認下さい。

*参加申込証拠金の108,000円はマレーシア大学留学プログラム参加費用492,000円の一部に充当されます。

STEP③ 留学手続き準備

マレーシア大学留学に向け、以下の手続きを始めます。

- 1) 出願校選択（個別指導）：大学ならびに学部選択のための情報提供・アドバイス、留学目標設定、学習アドバイス、留学計画作成
- 2) 現地大学スタッフとのスカイプ面談（通訳付き）
- 3) マレーシア大学留学準備講座：生活、治安、宗教など日本と異なる環境、学生生活の過ごし方、学習方法、渡航前の準備等アドバイス
- 4) 希望大学への事前打診：出願に向け志望大学への合否判定を行います。合否判定は複数校可能ですが、希望専攻やその他条件と照らし合わせ、最適な留学先を決めるためのステップです。*申込時点で提出できる最新の成績が必要
- 5) 個別英語レッスン：ネイティブ英語講師によるオンライン英語レッスン（30分 x 4回）
- 6) 就職活動情報提供：留学前に心構えとして知っておくべき情報をご案内します。

STEP④ 出願

STEP③で合否判定が出たら、**プログラム参加費用残金**をお支払いいただき、大学への出願に進みます。

- 1) 出願書類調製：必要となる手続き書類作成についてアドバイス、確認を行います。必要な書類についてはICCがご説明します。
- 2) ビザ申請書類調製：大学への出願と合わせて、ビザ申請に必要な書類を大学に提出します。必要書類についてはICCがご説明します。
* 大学入学に必要な付属英語コース、ファンデーション、ディプロマコースへの書類含む
- 3) 出願：ICCが代行して出願手続きを行います。

STEP⑤ 留学先決定

出願先から合格（入学許可書およびビザ発行許可書）通知が届きます。

STEP⑥ 渡航手続き

入学許可書・ビザ発行許可証を受理すると

- 1) 入学先大学への授業料支払い
- 2) 滞在費支払い（大学により到着後に支払う場合あり）
- 3) 留学保険加入手続き・航空券手配アドバイス等を行います。

STEP⑦ 出発前オリエンテーション

出発前に留学先での心構え、滞在先や大学での注意事項、持ち物などを最終確認します。保護者の方の同伴での参加も可能です。

STEP⑧ ご出発

ご留学開始後

ご留学開始後、現地到着から1年間「ICC現地サポート」にて皆さんの留学生活が円滑に送れる様、アドバイス、サポートさせていただきます。

※ 現地サポートはサポートプログラム費用に含まれています。

留学中のサポート

- 1) 到着直後のセットアップサポート（銀行口座開設、現地健康診断、学生寮設備確認、買い物サポート）
- 2) 個別面談（ご家族への月次報告）
- 3) 編入相談
- 4) ビザ更新サポート
- 5) 緊急時サポート（病気・怪我・事故などの緊急時サポート、病院への送迎とサポート、保険手続きのアドバイスなど）
- 6) 欧米、豪州大への編入手続きのサポート（希望者のみ）
- 7) 就職関連情報のご案内

■追加サポート

マレーシア大学事前現地訪問手配 54,000円(税込)(3大学)[4大学目以降、1大学につき追加10,800円(税込)]
事前に現地の大学及び周辺環境の見学を希望する方へ学校訪問の調整を致します。見学は現地アドバイザーが
同伴致します。なお、渡航費、滞在費、移動費は別途ご負担頂きます。

※別途、申込書がございますので、ご希望の場合はお申し出下さい。

■サポートの継続

渡航1年経過後も、サポートを継続することが可能です。

上記留学中のサポートと合わせ、2年目以降はより就職活動のサポートに重点を置いた内容となります。

キャリアサポートに関する詳細につきましては別途ご確認下さい。

また現地生活サポート対応によって2つのプランがあります。

①シンプルサポート：緊急時に現地オフィスと電話でアドバイスを受けられます。

②プレミアムサポート：シンプルサポートに加え、専属のスタッフが面談等も対応いたします。

継続費用(1年間)

①シンプルサポート：195,580円(税込み)

②プレミアムサポート：294,580円(税込み)

ICC 国際交流委員会 マレーシア大学留学
プログラム契約条項

株式会社 ICC コンサルタンツ内 ICC 国際交流委員会（以下「甲」といいます）が主催する「ICC 国際交流委員会 マレーシア大学留学プログラム」（以下「本プログラム」といいます）について、甲と留学参加者（以下「乙」といいます）は、乙の保護者等法定代理人の同意を得て次の通り契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

第1条 [本プログラムの目的]

本プログラムは、マレーシア（以下「留学国」といいます）における甲の提携大学（以下「留学先」といいます）を紹介し、留学に必要な諸手続を乙に代わって手配し、留学期間中の現地アドバイザーを通じて乙の留学生生活を要所でサポートするなどのサービスを提供し、乙の留学生生活の便宜を図ることを目的とするものです。

第2条 [甲の行なうサービスの内容]

甲が乙に対し、提供するサービスは以下の通りです。

- (1) 大学入学手続…（本契約第3条参照）
- (2) ビザ申請手続等の渡航手続
 - ・ 学生ビザ申請必要書類の手配
 - ・ 学生ビザ申請手続の代行
 - ・ 航空券等の手配取次ぎ
- (3) 出発前準備講座、オリエンテーション及び英語レッスン
- (4) 現地アドバイザーによる現地でのサポート…（本契約第6条参照）
- (5) キャリアサポート
 - ・ ビジネス/就活セミナー
 - ・ 企業/団体見学ツアー

第3条 [大学入学手続]

本契約第2条 [甲の行なうサービスの内容] (1) に定める「大学入学手続」の内容は以下の通りです。

- (1) 留学先（大学）のカウンセリング

乙の希望、学力、予算等の条件をもとに、甲は乙と相談のうえ、乙に適した大学を紹介します。

- (2) 出願打診及び入学手続

甲は、前項により乙が希望した大学への事前打診を行います。

- (3) 前項(2)項で合格が出た大学1校に対し、甲は

入学のための書類調製、入学申請、必要に応じての入学交渉、及び滞在先確保の依頼を留学先に対して行ないます。万が一、乙の第一希望の大学が定員枠等の問題により入学が不許可となった場合は、第二または第三希望の大学への入学申請手続を行ないます。

また、大学入学に向けて必要な場合、付属英語コース、ファンデーション、ディプロマコースへの出願手続きも含まれます。

- (4) 学費・必要経費の支払いアドバイス

甲は、前項により入学許可された大学への学費・滞在費等の必要経費の支払いについてアドバイスを行ないます。希望のある場合には、支払い取次を行います。請求及び支払い方法は、本契約第10条に定める通りとします。

第4条 [ビザ申請手続等渡航手続]

本契約第2条 [甲の行なうサービスの内容] (2) に定める「ビザ申請手続等渡航手続」の内容は以下の通りです。

- (1) ビザ申請に必要な書類の取り寄せ、確認を行います。
- (2) 必要に応じて、ビザ申請手続きの代行をします。
- (3) 乙の求めに応じ、留学先に渡航するために必要な航空券手配取り次ぎを行います。また、留学先が提供する空港送迎サービスを手配します。*留学先が空港送迎サービスを実施していない場合は、乙自らが空港から滞在先まで移動する必要があり、甲は移動方法等についてアドバイスします。

第5条 [出発前準備講座、オリエンテーション及び英語レッスン]

本契約第2条 [甲の行なうサービスの内容] (3) に定める「出発前準備講座、オリエンテーション及び英語レッスン」の内容は以下の通りです。

(1) 「出発前準備講座」では、留学先の国の社会、文化、宗教、慣習とマナーなどの注意点について情報提供及びアドバイスをを行います。

(2) 「オリエンテーション」では、渡航に当たり必要な準備や現地での生活上の注意点、心構えなどの情報を提供します。

(3) 「英語レッスン」ではネイティブ英語講師によるオンライン英語レッスン（30分x4回）を乙のスケジュールを調整した上で実施します。実施日決定後の日時変更は実施日の3営業日前以降はできません。またキャンセルの場合のご返金はありません。

第6条 [甲現地アドバイザーによる現地でのサービスの内容]

本契約第2条 [甲の行なうサービスの内容] (4) に定める「現地アドバイザーによる現地でのサポート」の内容は以下の通りです。

(1) 到着時のサービス

- ・ 留学先・滞在先のルール等の確認等を含む日本語による現地オリエンテーション
- ・ 現地銀行口座の開設
- ・ 携帯電話の契約等サポート

(2) 留学先 (大学) に関するサービス

- ・ 必要に応じてなされる留学先との連絡・交渉
- ・ 編入や転校、履修科目登録など学習全般に関するアドバイス
- ・ 授業料、滞在費用の請求書に関する確認方法および支払い方法等のアドバイス

(3) 滞在先に関するサービス

- ・ 乙の滞在先に関する生活上のアドバイス
- ・ 学校、該当機関に対しての滞在先環境等の改善等申し入れ、アドバイス

※甲は留学開始後に最初に滞在する滞在先への手続きのみを行うものとし、滞在先を留学先が指定する寮以外に変更する場合には、乙の責任のもと変更することとなります。

(4) 留学中の乙に関するサービス

- ・ 生活指導のアドバイス (ホームシック対策含む)
- ・ 緊急時のご両親等保護者からの乙へのメッセージ伝達
- ・ 一時帰国手配のアシスト
- ・ 緊急時における保護者と日本への連絡及び状況報告
- ・ パスポート及びビザ更新のサポート

(5) ご両親等の保護者に対するサービス

- ・ 現地訪問時及び、大学担当者来日時での面談のアレンジ及び通訳

(空港出迎え、市内観光、その他移動のためのサポートは含まれません)

- ・ 緊急時の連絡体制

第7条 [提供可能な追加サービス]

乙は、本契約外の追加サービスとして、以下のサービスを申し込むことができます (費用別途必要)。

(1) 現地空港での飛行機乗り継ぎが必要な場合に乙の求めに応じて行なう乗り継ぎサポート

(2) その他乙の求めに応じて行なう特別のサポート

第8条 [参加費用]

乙は、甲に対し甲が提供する第2条、第3条、第4条、第5条及び第6条の所定のサービスに対する対価として、次に定める本プログラム参加費用を支払います。

492,000円 (国内取引150,000円に対しての消費税8%含まれる)

第9条 [参加費用に含まれない経費]

本契約第7条 [提供可能な追加サービス] に必要な費用や、次の費用をはじめとする本プログラムのサービス範囲外の費用は参加費用に含まれません。この費用に関しては、乙が別途支払う必要があります。

- ・ 日本の自宅～留学先間の航空運賃を含む交通費
- ・ 留学生義務保険
- ・ 海外旅行傷害保険 (留学生保険)
- ・ 学生査証 (ビザ) 申請費用ならび申請に係る諸経費
- ・ 入学金、授業料、課外活動費、教材費、滞在費、滞在先の手配費、等の学校関連費用
- ・ 語学教育機関や家庭教師等が必要な場合の研修関連費
- ・ 習い事に必要な費用
- ・ 通学のための交通費
- ・ 日用品代
- ・ 乙の緊急時に甲が出捐した交通費、宿泊費、電話代、その他実費
- ・ その他、通信代、お小遣い等を含めた個人的な費用
- ・ 弊社への支払いに際しての振込手数料

(銀行他金融機関の定める振込手数料は乙のご負担とさせていただきます。)

第10条 [留学費用等の支払い]

(1) 乙は、学費・滞在費等の現地必要経費などを指定された期日までに指定の銀行口座に振り込むものとします。留学費用等は、受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して90日以上前にお支払いいただくことはありません。指定の期日までに入金されない場合、留学手続を停止したり、希望の出発日までに留学手続が完了出来なくなる場合があります。

(2) 学費・滞在費等の現地必要経費は何の予告もなく変更されます。変更になった場合、乙は甲に対し指定の方法で、必要な差額を支払うものとします。

(3) 学費・滞在費等の現地必要経費の乙から甲への支払いは円貨とします。適用する為替レートは、請求日当日の

三井住友銀行のTTS送金レートに一律3円加算した円貨を適用するものとします。

※請求日は、支払い代行を乙が甲に依頼した3営業日後の日付とします。

第11条 [契約の成立]

乙の本プログラムへの参加には、甲の定める参加条件に適合する必要があります。その後、乙が甲指定の参加申込書に所定事項を記入し、両親等の法定代理人の同意を得たうえで、申込証拠金を添え参加申込書を甲に対して提出し、甲においてこれを受け付けた時点で本契約は成立します。なお、申込証拠金は、本契約が成立した時点で本契約第8条 [参加費用] に定める参加費用の一部に充当します。

第12条 [参加条件等]

乙から甲に対する申込みがなされた場合においても、以下の各場合、甲は契約申込みを受け付けないことがあります。

- (1) 乙の申込みが、各大学の定める参加条件に適合しない場合
- (2) 乙が甲の定めた「留学に関する適性」を欠くとみなされる場合
- (3) 乙が未成年である場合に親などの法定代理人の同意がないとき
- (4) 乙の希望を受け入れられないと甲が判断したとき
- (5) 乙の過去の既往症や現在の心身の健康状態から見て、留学が不適切であると甲が判断したとき
- (6) その他甲の業務上やむを得ない事情がある場合

第13条 [留学先の条件変更]

乙が入学手配を申し込んだ留学先大学及び語学教育機関は、本契約成立後は、原則として変更することができません。甲が乙に紹介した現地アドバイザーについても、乙の都合で変更することはできません。乙のやむを得ない理由により現地アドバイザーを変更せざるを得ないときは、これによる出費は乙の負担となります。また1回の変更によって生じる変更費用は、次に定める通りです。

・アドバイザー変更の費用…162,000円(国内取引150,000円に対しての消費税8%含まれる)

第14条 [解約と返金]

(1) 乙が乙の事情で本契約を解除した場合、乙は甲に対し、次の区分に従って解約料を支払うものとします。但し、解約日が②及び③のいずれにも該当する場合には③が適

用されるものとします。

① 契約締結日から起算して8日目までになされた解約
…解約料なし

② 契約締結日を基準とする解約料

イ) 契約締結日から起算して9日目以降30日目までになされた解約

…申込金の30%

ロ) 契約締結日から起算して31日目以降60日目までになされた解約

…申込金の50%

ハ) 契約締結日から起算して61日目以降になされた解約

…申込金の70%

ニ) 合格判定結果通知後、出願調整開始まで

…申込金の100%

③ 留学及び渡航手続き開始日及び現地到着日を基準とする解約料

イ) 留学及び渡航手続き開始日から30日目までになされた解約

…プログラム参加費用の50%

ロ) 留学及び渡航手続き開始日から起算して31日目以降60日目までになされた解約

…プログラム参加費用の60%

ハ) 留学及び渡航手続き開始日から起算して61日目以降出発前日までになされた解約

…プログラム参加費用の70%

ニ) 出発日以降現地到着後90日目までになされた解約

…プログラム参加費用の70%

ホ) 現地到着後91日目以降現地到着後180日目までになされた解約

…プログラム参加費用の80%

ヘ) 現地到着後181日目以降現地到着後270日目までになされた解約

…プログラム参加費用の90%

ト) 現地到着後271日目以降になされた解約

…プログラム参加費用相当額(返金はありません)

(2) (1)により本契約が解約された場合、甲は乙から既に受領した本参加費用から解約料を差し引いた金額を、乙に払い戻します。

なお、学費、滞在費等の費用の払い戻しについては当該機関の定めによります。乙が別途手配した航空券等運輸機関及び海外傷害保険(留学生保険)の手配に関する解約料及び払戻金額についても当該機関の定めによります。

* 返金に際しての振込手数料については乙の負担とさせ

て頂きます。よって、甲は上記解約料と振込手数料を差し引いた金額を乙に返金する事となります。

第15条 [契約内容の変更]

甲は、以下の場合、本契約の内容を変更することができません。この場合、甲から乙に対して、本参加費用の返還はしません。

(1) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラムへの参加が不適當であると認めた場合

(2) 乙が留学国の公序良俗に反する行為をはじめ留学国の法律その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラムへの参加が不適當であると認めた場合

(3) 現地アドバイザーの病気、休暇等の事情により代理アドバイザーを臨時に手配する必要がある場合

(4) 甲の判断によるやむを得ない事情により、乙の教育機関等の留学先及び現地アドバイザーを変更する必要が生じた場合（本契約第13条 [留学先の条件変更] 参照）

(5) 書面による乙から契約内容の変更の申し出があった場合

(6) その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要が生じた場合

第16条 [契約の解除]

以下の場合、甲は、直ちに本契約を解除することができます。

(1) 乙が留学先からの放校／退学処分、その他の理由により在学資格が失われた場合

(2) 乙または保護者等の法定代理人が甲に対して申告した事実に虚偽または、既往症の未申告などの重大な遺漏があった場合

(3) 乙の事情により、乙が本プログラムの参加を取り止めた場合

(4) 乙がマレーシア政府あるいは学校指定の留学生義務保険及び任意の海外旅行傷害保険（留学生保険）に加入せずに渡航、または解約した場合

(5) 甲の判断により乙の留学継続が乙の健康上の理由により困難であると判断した場合

(6) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラム参加が不適當であ

ると認めた場合

(7) 乙が留学国の公序良俗に反する行為をはじめ留学国の法律その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙の本プログラム参加が不適當であると認めた場合

(8) 乙が車、単車その他の免許を必要とする乗り物の運転/運行をした場合、または現地で運転免許を取得した場合

(9) 乙が麻薬、覚醒剤、毒物を所持または使用等した場合

(10) 乙が甲または現地アドバイザーに対して暴力、セクシャルハラスメントを含むハラスメント（嫌がらせ）等を行った場合

(11) 乙が甲に対し、所定の期日までに参加費用全額の支払を完了しなかった場合

※以上の解除事項に該当する場合、支払われた参加費用及び所要実費は、プログラムの進捗状況に応じ、返金されない場合があります。甲が要した費用及び損害が、甲の乙に対する返金額を上回る場合には、甲は乙に対してその差額を請求することができます。この場合の振込費用は乙の負担とします。

第17条 [責任範囲]

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。

第18条 [免責事項]

甲は次の各損害及び責任については、乙に対し、何ら義務を負いません。

(1) 運輸機関の遅延、ハイジャック、テロ行為、盗難等による乙の損害

(2) 天変地異、政変、動乱、ストライキ、テロ行為等の不可抗力によって発生した乙の損害

(3) 教育機関等の留学先及びホームステイ先における、盗難・事故・係争・不利益など乙が留学国滞在中または渡航中に受けた損害

(4) 乙の留学国渡航中、滞在中、及び留学国での旅行中に発生した交通事故を含む事故、怪我、病気等に対する責任

(5) 乙による麻薬、覚醒剤、その他の薬物の使用、所持または飲酒、喫煙及びこれに関連して起こった全ての損害と責任

(6) 為替、物価の変動等による学費や滞在費等の改定に

よる乙の出捐

(7) 教育機関等の留学先から乙が停学／放校／退学等の処分を受けた場合の責任

(8) 教育機関等の留学先から乙が放校／退学等の処分を受けた場合の学費、滞在費等の残金返金等の責任

(9) 乙の意思により留学を取り止めた場合の、本契約第13条に定める範囲を超える、留学費用の返金の責任

(10) 乙の異性と交友に起因して乙に生じた損害についての責任

(11) 乙の学業成績や資格試験の結果の不良についての責任

(12) 乙に起因する理由で入国を拒否された場合、または留学国の入国管理局等の当該機関による学生査証（ビザ）の発給が遅延・拒否されたことによって、留学国への入国が遅延または不可能になった場合の責任

(13) 乙の査証の取得（延長、更新含む）が不許可になった場合の責任

(14) 甲が乙のために行う渡航前の現地留学生活に関するオリエンテーションに参加しなかったために発生した乙の損害

(15) 乙が正当な理由なく、甲または現地アドバイザーによるオリエンテーション等の事前ガイダンスを受領せず、甲または現地アドバイザーが本システムのサービスを提供するのに困難な事情がある場合の責任

(16) 乙が、留学国滞在のための海外旅行傷害保険（留学生保険）に加入しなかった場合の、現地における事故、病気の補償

(17) 乙の留学国の法令・風俗・道徳及び研修先の教育機関の規則等の無知により乙が受けた損害等についての賠償責任

(18) 現地アドバイザーが、甲の業務の範囲外の行為により乙に損害を与えた場合の責任

(19) 留学先の授業内容に変更や履修科目に変更があった場合の責任

(20) 甲の東京オフィスを経由せず、直接乙の両親・家族等と現地アドバイザーとの間でなされた交渉に基づく損害

※以上の免責事項に該当する場合、支払われた参加費用及び所要実費は、プログラムの進捗状況に応じ、返金されない場合があります。甲が要した費用及び損害が、甲の乙に対する返金額を上回る場合には、甲は乙に対してその差額を請求することができます。この場合の振込費用は乙の負担とします。

第19条 [連絡の方法]

本プログラムでは、乙へのサポートをよりスムーズに行なうため、乙の法定代理人は、日常の連絡を甲の日本側の担当者に行なうものとします。甲からの指定がない限りは、乙のご両親等の法定代理人は、直接甲の現地アドバイザーに連絡をしないものとします。但し、事故、怪我等の緊急時は除きます。

第20条 [現地アドバイザー業務の代行・補助]

現地アドバイザーが病気や休暇等の理由により、アドバイザー業務を行えない場合、事前に告知されていない予定の変更、病気事故等緊急事態などでアドバイザーがただちに対応できない場合、甲は乙に対して臨時にアドバイザー業務を代行または補助する者を手配します。

第21条 [研修成果の不担保]

本プログラムは甲が乙に、乙の留学生活をサポートするサービスを提供することを目的としています。従って、語学及び学力の向上などの留学先での研修成果や、留学後の進路の保証、ホームステイ等の滞在先に対しての満足、その他留学による心理的満足を保証するものではありません。

第22条 [有効期間]

本契約の終了時点は、乙が現地に到着した日（当日を含む）から1年間経過した時とし、乙がさらに甲によるサービスの延長継続を希望する場合は、前期間満了の日の1ヶ月前までに、更新契約を締結するものとします。但し、期間満了前に帰国する場合、あるいは、特段の意思表示が無い場合には、乙の帰国日をもって契約の終了日とします。

第23条 [損害賠償義務]

乙が故意または過失により甲または第三者に対し損害を与えた場合は、乙は直ちに損害の賠償をしなければなりません。

第24条 [準拠法令等]

本契約の解釈及び本契約に定めない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとします。

第25条 [裁判管轄]

本契約及び本プログラムに関して生じた紛争の裁判管轄は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第26条 [約定の変更]

本契約は、事情により甲乙双方の合意のもと変更されることがあります。

第27条 [発行期日]

本契約は、2018年11月1日以降に申し込まれる契約に適用されます。

個人情報の取り扱いについて

株式会社 ICC コンサルタンツ（屋号：ICC 国際交流委員会）は、お客様の個人情報の取り扱いについて、下記の通り適切な取り扱いに努めます。

(1) 個人情報を利用する目的

取得した個人情報の利用目的は、当社が提供するプログラム（以下、「本サービス」という）への参加手続及びそれに関連するご連絡、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理、お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、プログラム契約書を参照ください）、ご本人の同意またはご希望条件を満たす、受入れ先となる企業・学校・団体等への個人情報の提供、当社が提供する留学プログラムやセミナー、フェア等のご案内、当社または本サービスへのご質問、お問合せに対する回答のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。また、本サービスをお申込みされる方が未成年者（満20歳未満の方）の場合は、保護者の同意を頂いた上で、個人情報をご提供ください。ビザ申請手続代行時に、申請費用のお支払のためにクレジットカード決済が必要な場合があります。当社または当社が業務委託する機関が申請代行を行う場合、入国管理機関等が指定するビザ申請フォーム等にて決済処理をクレジットカードで行う場合があります。また、緊急時に発生する決済処理においてもクレジットカード情報をご提供いただく場合があります。なお、当社では最大1カ月間保管した後、適切に廃棄します。但し、ビザ申請状況により保管期間を延長する可能性があります。

(2) 要配慮個人情報の取得、利用及び提供について

本サービスの参加手続及び渡航手配、本サービスの実行及びそれに関連するサポート管理のため、病歴・アレルギー・既往症等の健康に関する情報、旅券番号、宗教・文化的制約等の機微な個人情報の取得、ならびに当社が業務委託する旅行代理店、受入れ先となる企業・学校・団体等への提供、滞在先、現地サポート者等、外国にある第三者へ提供する可能性があります。

(3) 個人情報の第三者提供について

取得した個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲において、外部委託することがあります。また、個人情報は次の通り、第三者提供します。①お申込みされたご契約の履行（ご契約内容は、各プログラムの契約事項を参照ください）のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先、語学スキル等をご本人の同意またはご希望条件を満たす、留学先またはインターンシップ先となる企業・学校・団体等に提供します。②お申込みされた留学プログラムの実施に必要な渡航及び宿泊手配のため、郵送、メールまたはインターネット経由で、氏名、住所、連絡先等を渡航及び宿泊手配を行う旅行代理店に第三者提供します。③お申込みされた留学プログラムの実施に必要なビザ取得または緊急時に発生する決済処理のため、電話、郵送またはインターネット経由で、カード番号、カード会社、カード有効期限、セキュリティコード、名義、電話番号等を当該入国管理機関等に第三者提供します。

(4) 取得の任意性について

個人情報のご提出は任意ですが、個人情報を提供していただけない場合は上記の各利用目的に沿った取り扱いが適切に遂行できない場合があります。

(5) 個人情報の開示等の請求について

当社に提供して頂いた個人情報は、利用目的の通知、個人情報の開示、訂正、項目の追加または削除、消去や利用停止、提供停止を求める権利があります。個人情報の開示等の請求を行う場合は、下記までご連絡ください。

【個人情報に関するお問い合わせ先】

株式会社 ICC コンサルタンツ/ICC 国際交流委員会
個人情報保護管理者：IT・コンプライアンス統括室 マネージャー
TEL：03-6434-1315 E-mail：info@iccworld.co.jp
受付時間 平日（祝祭日を除く）10:00～18:30